

2 発生疑い期

(1) 概要

ア 状態

海外で新型インフルエンザ等の発生疑いが生じた状態。

イ 目的

発生に備えて対策の確認を行う。

国、県、国際機関等からの情報収集等により、発生の早期確認に努める。

ウ 対策の考え方

新型インフルエンザ等発生の蓋然性が高いことから、発生に備えて、その後の対策の確認・準備を行う。

新型インフルエンザ等に関する情報の集約を行う組織を立ち上げて、国、県、国際機関等からの情報収集等を行う。

(2) 実施体制

ア 危機管理連絡室の設置

市は、新型インフルエンザ等の発生に備えて、嬉野市新型インフルエンザ等対策危機管理連絡室（以下、「危機管理連絡室」という。）を設置する。

(3) 情報提供・共有

ア 危機管理連絡室における情報共有等

市は、危機管理連絡室において、国、県、国際機関等からの情報を集約し、組織内外との情報共有を図るとともに、発生後の対策の検討を行う。

(4) 感染予防・まん延防止

ア 個人における対策の普及

市は、市民に対して、未発生期に引き続き「市民が実施すべき感染予防・まん延防止対策」を中心に、発生時に国、県、市が実施する対策等についての情報を発信し、市民の関心を高め、併せて実施する対策への理解と協力を要請する。

さらに、市民に不要な不安や混乱が生じることのないよう特に留意した上で、「新型インフルエンザ等発生疑い事案」についての必要な情報を提供する。

〔参考〕

(ア) 県が個人に対して周知する情報（例）（発生疑い期に新たに情報提供するもの）

- a 発生疑い事案を含む新型インフルエンザ等についての正確な情報
- b 新型インフルエンザ等対応の医療機関（帰国者・接触者外来）及び受診時の注意
- c 新型インフルエンザ等県内発生時における救急車両の安易な利用の自粛の啓発
- d 国内発生時の事業者のサービス水準低下許容の呼びかけ
- e 外務省による渡航関連情報等に基づく、新型インフルエンザ等疑い事例発生国の情報提供及び不要不急の渡航自粛の要請

(5) 予防接種

新型インフルエンザ等の発生に備えて、実施する各対策の確認を行う。

(6) 医療

ア 県の対策への協力

市は、県等からの要請に応じ、県が行う対策等に適宜、協力する。

※県が行う医療に関する対策等（発生疑い期に新たに対策を行うもの）

(ア) 医療提供体制の確認

新型インフルエンザ等の海外発生に備えて、最新の利用可能病床数、各地区（医療圏）で構築する医療体制の確認を行う。

(7) 市民生活及び経済活動の安定

新型インフルエンザ等の発生に備えて、実施する各対策の確認を行う。